

東秩父村上下水道事業審議会の委員公募について

村では、地域住民等の意見を取り入れることにより事業の客観性・透明性を高めるとともに村民の皆さまの視点に立った事業推進を図るため、令和4年4月1日から従来の「東秩父村簡易水道運営審議会」を見直し、東秩父村合併処理浄化槽設置管理事業についても審議できるよう「東秩父村上下水道事業審議会」を設置しました。

同審議会では、各年度の事業計画や予算等を審議するとともに重要課題の検討などを行っていただき、村の簡易水道事業と合併処理浄化槽設置管理事業を将来的に持続していけるよう助言や提案をいただきたいと考えています。

つきましては、下記のとおり標記委員を公募いたしますので、ご関心のある方は、ぜひご応募をご検討くださいますようお願いいたします。

● 募集概要

①審議会の名称 東秩父村上下水道事業審議会

②担当課 建設課

③募集の人数 3名以内

④任期 委嘱の日から2年間

⑤募集の期間 6月1日(月)～6月15日(月)

⑥申込者の資格

- ・村内に住居または通勤、通学している方
- ・年齢18歳以上の方
- ・本村の他の審議会等の公募委員として参画していない方
- ・原則として、平日の日中に開催される審議会に出席できる方(年間数回程度)

⑦応募の方法

応募用紙に必要な事項および「東秩父村上下水道事業審議会」の村民公募委員に応募する理由をご記入のうえ、郵送、FAX、電子メールでご応募ください。(FAXまたは、電子メールで応募された方には、後日、受付した旨の連絡を差し上げます。連絡がない場合には、応募者本人が必ず電話連絡を行ってください。) 応募書類は返却しませんので、ご了承ください。

応募書類は、東秩父村役場建設課窓口または東秩父村ホームページからダウンロードできます。

⑧選考および結果通知

応募書類により選考します。選考結果については、6月末までに応募者全員に通知します。

⑨委員の職務

年間数回程度開催を予定している「東秩父村上下水道事業審議会」に委員としてご出席いただき、上下水道事業全般について、ご意見をいただきます。

⑩報酬等

審議会のご出席ごとに下記報酬等をお支払いいたします。
(所得税の源泉徴収をさせていただきます。)

・日額報酬 6,000円

・費用弁償 1,000円

⑪送付先

・住所 〒355-0393

埼玉県秩父郡東秩父村大字御堂634番地

東秩父村建設課宛

・FAX 82-1562

・電子メール kensetu@vill.higashichichibu.saitama.jp

● 問合せ 建設課 ☎82-1222